

非常災害等を対象とした事業をご案内いたします。

災害に関する貸付について

共済組合

※短期組合員につきましては特別貸付のみが対象となります。

【申込締切日】 毎月25日(休日前倒し) 【貸付日】 翌月23日(休日後倒し)

種 類	貸付額・貸付要件等	必要書類等
災害貸付	〈貸付限度額〉200万円(10万円単位) 〈貸付利息〉0.99%(年利) 〈償還回数〉120回以内 〈注記〉組合員又は被扶養者が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付申込書・借用証書 ●借入状況等報告書・個人情報に関する同意書(石川支部ホームページより印刷) ●被災の状況が分かる書類(り災証明書など)
住宅災害貸付	〈貸付限度額〉1,900万円(10万円単位)※2 〈貸付利息〉0.99%(年利) 〈償還回数〉360回以内 〈注記〉組合員が自己の用に供する建物等で、5分の1以上の被害に遭った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●災害貸付の書類に追加して次のもの ●建物又は土地の登記事項証明書 ●建物等の平面図 ●必要額の分かる書類(契約書など)
特定住宅災害貸付 ※1	〈貸付限度額〉1,900万円(10万円単位)※2 〈貸付利息〉0.99%(年利) 〈償還回数〉360回以内 〈注記〉組合員が自己の用に供する建物等で、5分の1以上の被害に遭った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅災害貸付に同じ 住宅・住宅災害貸付と併用可 <p>ただし、激甚災害指定となった災害に限る。 (令和6年能登半島地震は対象)</p>
既存の住宅・住宅災害貸付について	既に貸付を受けている方については、元金猶予や利率低減の特例もありますので、共済組合までご相談ください。(「り災証明書」及び「申出書」が必要となります。)	

※1 特定住宅災害貸付については現在、共済互助会システムに対応していないため、申込を希望される方は、共済組合までご連絡ください。(システム対応が出来次第、所属所あてに通知いたします。)

※2 住宅災害貸付の貸付限度額は、1,900万円までの範囲で、申込時の組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額の2倍までとなります。

互助会

【申込締切日】 毎月月末締切(休日前倒し) 【貸付日】 翌月25日(休日前倒し)

種 類	貸付額・貸付要件等	必要書類等
災害緊急資金貸付	〈貸付限度額〉50万円(10万円単位) 〈貸付利息〉無利子 〈償還回数〉50回以内 〈注記〉返済方法は口座振替(北國銀行)になります	<ul style="list-style-type: none"> ●災害緊急資金貸付申込書 ●り災証明書 ●貸付借用証書 <p>※様式はホームページ(会員専用ページ)の「お知らせ」から出力し手書き</p>

公立学校共済組合・教職員互助会では、このほかにも目的に応じた貸付を行っています。

詳しくは、公立学校共済組合又は教職員互助会のホームページ等をご確認いただくか、各団体までお問い合わせください。